

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権（裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ。）が及ぶ範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの（以下「国等」という。）のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

- 一 国及びその政府の機関
- 二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であって、主権的な権能を行使する権限を有するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体（当該権能の行使としての行為をする場合に限る。）
- 四 前三号に掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するもの

（特定の目的に使用される財産）

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一・二 （略）

三 次に掲げる財産であって、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ （略）

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

3 （略）